

令和6年度 社会的養護第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	誠心学園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 横浜婦人クラブ愛児園
対象サービス	児童養護施設
設立年月日	昭和34年6月1日
定員(利用人数)	20名 (14名)
事業所住所等	〒235-0011 横浜市磯子区丸山1-17-17 / 電話番号 045-751-2804
ホームページ	http://yfc-aijien.com
職員数	常勤職員 23名 ・ 非常勤職員 0名
評価実施年月日	令和7年2月25日・26日
第三者評価受審回数	4回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	全国社会福祉協議会版
自己評価実施	期間：令和6年12月1日～令和7年1月24日 (評価方法) 全項目を各職員が読み込み3人一組のチームで合議を図り自己評価を作る。 自己評価をまとめ、上層部で施設全体としての評価票を作る。
利用者調査	利用者(本人)観察実施

<理念>

誠の心を大切にし、子どもの可能性を育みます。

<支援方針>

1. 法人の理念に基づく活動を通して、児童養護施設としての役割を果たす。
2. 入所児童の人権擁護を図るため、懲戒権の乱用を禁止する。
3. 児童の養育に当たっては、不適切な対応を排して、家庭的雰囲気の中で子どもを温かく受容し、愛着関係の形成を図る。
4. 子どもの特性を考慮し、個性を伸ばす養育を心掛けつつ、その発達に応じた基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健やかな成長を促す。
5. 子どもの入所に関連して知り得た子どもや家族の情報は正当な理由なく外部に漏らしてはならない。
6. 子どもの国籍、信条、社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない。
7. デュナミス、ナーサリーとの交流・連携を図り、子ども1人ひとりにとって法人全体として最善の養育が実現できる体制を構築する。

<児童養護施設 誠心学園の特徴的な取組>

●子どもの最大の利益のために乳児院・児童養護施設・保育所が連携を図る

<概要>

●児童養護施設 誠心学園（以下、「施設」という。）は、社会福祉法人横浜婦人クラブ愛児園（以下、「法人」という。）が運営する児童養護施設です。法人は、初代理事長「石橋 志う」を中心とする横浜在住の婦人有志が「社会の再建は、婦人の手で！」というスローガンを掲げ、昭和22年、荒廃した子どもたちの生活を支援するため設立されました。児童養護施設や乳児院・保育所に求められる社会的役割は現在も大きく、家庭に代わって子どもを養育する大切な機能を担い、安全な環境下で養育を行う必要性の再認識が成されています。法人は、同じ敷地に児童養護施設（誠心学園）、乳児院（デュナミス）、保育所（横浜ナーサリー）を併設し、地域に根差した複合型児童福祉施設として、未来を担う個性的で情緒豊かな乳幼児の養育・保育に取組むと共に、児童養護施設・乳児院・保育所・給食センターの相互連携を目指して取組んでいます。

●施設名称の「誠心学園」は、法人理念の「誠の心を大切にし、子どもの可能性を育みます」において、「大人も子どもも誠の心を大切にしよう」、「自分自身の都合よりも相手のためになることを考える心」の大切な言葉を引用し、「誠（まこと）の心」から「誠心学園」と命名されました。「誠の心を持つ人々のいる学園・誠の心を持つ子どもが育つ学園」になるようにと願いが込められています。

●施設は、家庭での養育が困難な、2歳から学齢期に達するまでの幼児を預かっている定員20名の児童養護施設です。施設では、幼児前期・後期の発達段階における、人格形成の基盤となる大切な時期を養育しています。養育者は、適切なサポートや励まし等の支援を行い、愛着関係の下、発達に応じた生活習慣や能力を身に付けられるよう、子どもの心身の健康を第一にして支援しています。また、同建物1階の乳児院デュナミスと連携して養育を行い、年長児の社会性を養うために併設の保育所横浜ナーサリーと連携して交流保育を実施する等、健やかな成長と自立を援助しています。

●こども家庭庁の次期社会的養育推進計画（令和7～11年度）の里親委託率において、国が掲げる目標として乳幼児75%と同等の水準の数値目標を定め求めています。推進計画に伴い、法人・施設では、里親委託におけるフォスタリング（里親養育包括支援）機能、地域における在宅児の子育て支援、レスパイト・ショートステイ等、多機能化・機能転換の推進を図るべく具体的な計画へと進めています。また、保護者等との面会や面談、親子での宿泊等、親子支援へのより良い向上・環境に向けて、隣接地に別館を建設中であり、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズ・社会貢献への取組に大きな期待が寄せられます。

<特に評価が高い点>

1. 【複合型児童福祉施設としての利点を生かした支援】

法人・施設の特長の1つとして、同じ敷地内に児童養護施設、乳児院、保育所が併設されており、複合型児童福祉施設として、歴史に培われた、地域に根差した社会福祉法人です。児童養護施設は、乳児院と同じ建物の2階と1階に位置し、同じ間取りで生活しています。職員は常日頃2施設で交流を図り、全ての子どもの顔と名前を知り、子どもたちも安心して信頼関係を築いています。乳児院は0歳～2歳児までを預かり、生後間もなく乳児院で預かった子どもは、そのまま、2階にある児童養護施設（3歳～5歳児）で生活し、年長児は同法人敷地内の保育所に通い、小学校入学までの6年間を慣れ親しんだ環境で安心・安全の下、心穏やかに過ごすことができます。また、その間、家族再統合や里親委託に時間をかけて丁寧に取り組む利点を有しています。さらに、職員の育成、働きやすい職場環境作りに努め、充実して楽しそうに働く職員の姿に子どもたちが触れることで、安心して伸び伸びと心身共に健やかに成長するよう、職員の育成にも力を入れています。児童養護施設の常勤職員の平均年齢は32.5歳、在職年数は6.5年であり、子どもたちが身近に感じる年齢層により、コミュニケーションや愛着関係も築きやすい体制で多職種と連携を図りながら、子どもたちの支援に力を注いでいます。

2. 【家庭復帰への取組】

施設は、早期の家庭復帰や、虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、親子関係の再構築支援に積極的に取り組んでいます。施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により家庭復帰に向け、必要に応じて家庭訪問や、制限のない親等の面会や宿泊、一時的帰宅等の段階的な支援に力を入れています。支援の最終的な目標は、「子どもが安心して家族の基に戻る状況を作り出すこと」として取り組んでいます。重点目標に「家庭支援専門相談員を中心に、乳児院との家族支援業務の協力と家族再統合と退所児童等の支援機能を高める。」とあり、「家族再統合プログラム」により親子関係の再構築のため、家庭支援専門相談員を中心に家族との関わりに留意して対応しています。また、児童相談所と連携し、家族との関係の継続・修復や養育力の向上に取り組んでいます。そして、法人の総合的な福祉サービスにより、年長児は法人併設の保育所「横浜ナーサリー」と連携し、「交流保育」を行うことで、子どもの個性を伸ばし、心身共に健全に成長できるよう支援を行っています。

<期待される点>

1. 【多機能化・機能転換への取組について】

児童養護施設誠心学園及び乳児院デュナミスにおいて、主任が家庭支援専門相談員を兼務する体制の下、両施設の協力関係強化に努め、成果が図られた機に両施設で主任の兼務を外し、それぞれ職務・業務体制の遂行を進めていましたが、当施設の家庭支援専門相談員が不在となり、再度体制を戻し現在、主任が兼務して業務に当たっています。現在、培ってきた豊富な子どもの養育の専門性を、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援等の多機能化・機能転換を図るよう隣接地に別館を建設中であり、推進する上で、フォスタリング業務での職員の確保や里親に対するレスパイト・ケア等、支援体制の充実、児童相談所等との連携強化、産科医療機関等との連携体制の充実等に尽力され、地域に寄与していただけることを期待しています。

令和6年度 社会的養護施設第三者評価結果

<全国社会福祉協議会版>

第三者評価受審施設	社会福祉法人 横浜婦人クラブ愛児園 児童養護施設 誠心学園
評価年度	令和6年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目（45項目）>

共通評価Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	Ⅰ－1－(1)－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A	

評価の理由

法人の理念は、「誠の心」と「子どもの可能性」を大切にす法人の基本方針を表しており、法人内の居室や保育室内に掲示し、法人パンフレット等に記載されています。理念は、施設の使命や役割を反映し、これに基づく養育・支援の内容や特性を踏まえた目指す方向・考え方を読み取ることができます。基本方針は、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となるよう具体的な内容になっています。年度初めの職員会議で、理念・基本方針について全職員に伝え、再確認を行い、理念から職員の姿勢・養育につながるよう周知が図られています。新入職員には、新入職員向けオリエンテーションで理念・基本方針を周知徹底しています。また、保護者には、入所時にパンフレット等を配付し、説明を行い周知しています。理念、基本方針に基づき、継続的な取組を行っています。

Ⅰ－2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	Ⅰ－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A	

評価の理由

経営をとりまく社会福祉事業全体や地域の各種福祉計画の動向と施設経営状況を的確に把握・分析しています。園長は、全国社会福祉協議会の会議で社会的養護の動向について把握し、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会の会議に出席し、地域の各福祉計画の策定動向と内容を把握分析しています。分析した結果は、子どもたちに良質かつ安心・安全な養育・支援の提供に生かし、中・長期計画等に反映させています。また、子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ収集を通して経営環境や課題を把握・分析しています。定期的に養育・支援のコスト分析、入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っています。

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 B	

評価の理由

施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析、また経営環境や財務状況については理事会で分析され、具体的な経営課題を明確化し、役員間で共有しています。施設の経営状況等については、リーダー会等で説明しています。経営課題の解決・改善に向けては、一時保護や里親へのレスパイト等を積極的に取り入れ、さらに、現在、隣接地に別館を建設中であり、多機能化・機能転換の推進に向けて具体策の実行へと進めています。また、併設の乳児院との一貫した養育体制・協力関係強化を確立させ、両施設の主任2名と相談員5名で、家庭支援、里親支援、心理支援の業務に取り組んでいます。今後、法人本部を中心に、乳児院・児童養護施設・保育所・給食センターの相互連携の強化に努め、法人理念の浸透及びそれに基づく業務推進、人材確保・育成等の課題や問題点の改善に取り組み、法人の理念に沿い、職員一丸となって実践する体制構築を進めていきます。さらなる今後の取組に期待いたします。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

理念、基本方針に基づき、施設環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画は、目標（ビジョン）、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっています。中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定して、実施状況の評価を行える内容です。また、理念・基本方針の実現に向けた目標を設定し、現在の事業環境の中で将来の措置状況を見通し、今後の養護・支援を見据えた行動を実践しています。児童養護施設及び乳児院については「職員・児童の交流を更に進め6年間一貫した養育体制を確立すると共に、高機能化・多機能化を担う人材の育成に全力を注ぐ」とし、児童養護施設と乳児院は連携して養育を行っています。また、快適な生活環境と家庭的な雰囲気の中で個性を伸ばし、併設の保育所と連携して交流保育を行うことで、心身共に健全に成長できる総合的な福祉サービスを提供しています。

【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
評価結果 A	

評価の理由

単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映した実行可能な内容になっています。予算管理、期中にも確認を行っています。単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容になっています。また、施設ごとに運営計画書を作成し、人員体制・支援体制等についても定めています。誠心学園及びデュナミスでは、日常の交流に加え、行事の共同開催も継続し定着しています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
評価結果 A	

評価の理由

事業計画は、毎月開催される法人4部門の主任による「主任連絡会」等で意見交換を行い、素案を作成した後、職員会議等で意見交換を行い、意見を集約して計画に反映させて策定しています。なお、社会の動向・組織の状況・子どもの育ち・地域ニーズ等の変化にも対応しています。ミドルアップダウンで策定された事業計画は、実行可能な具体的内容になっており、園長及び主任が中心となり、経験の浅い職員にも分かりやすく説明し、理解を促しています。計画期間中において、実施状況を定められた手順で把握・評価し、年度末に会議で振り返りを行っています。

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している
評価結果 A	

評価の理由

事業計画の保護者への周知については、具体的な計画内容を分かりやすく説明し、重要事項説明書、法人発行の広報誌「柞葉（ははそは）」等で行事予定等について伝えています。通常の内容についてはカンファレンスを行い、それぞれの家庭に合った伝え方で理解ができるよう心がけています。個別計画は、面会時に話すようにし、面会では子どもに配慮し、親子生活訓練室を使用するようにしています。保護者に対して、説明できない諸事情がある場合、児童相談所と相談の上、必要範囲内で伝えています。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	II-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

評価の理由

PDCA サイクルを活用して養育・支援の質の向上に取組み、年1回以上の自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容に基づく改善活動等を総合的、継続的に実施しています。評価結果を分析・検討する場を設けて養育・支援の質向上につなげるよう取組んでいます。

【9】	Ⅱ－4－(1)－② 評価結果にもとづき施設として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 A	

評価の理由

養育・支援の質の向上に向けて、年1回以上の職員の自己評価や第三者評価の受審等、組織的に取組んでいます。評価結果の分析・検討は職員会議等で実施しています。評価結果を分析した課題は文書化し、職員間で共有化を図り、職員の参画の下で改善策や改善計画を策定しています。必要に応じて改善計画の見直しを行っています。また、神奈川県児童福祉部会が取組んでいるCBCL（子どもの行動チェックリスト）を活用し、子ども一人ひとりの現状・課題の把握や、養育・支援の内容について情報共有を行い、組織的に評価を行う体制が整備されています。

共通評価Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	Ⅱ－1－(1)－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A	

評価の理由

園長は運営に関する全てを把握し、理念や基本方針等を踏まえた取組を行い、自らの役割や責任について法人発行の広報誌「柞葉（ははそは）」に表明しています。また、日常業務を通じて職員に伝え、職務規定にも明記し、月1回の職員会議や新入職員へのオリエンテーション等で、職員に自らの立場を明確にしています。施設の経営管理・人事及び採用・業務規律・児童援助の総括・苦情対応の役割等を文書化して明示し、組織図・職務分担表を明確に示しています。事業計画・基本運営方針等は職員の意見も参考にして、最終的には園長が策定し、年間重点目標も定めて積極的に取組んでいます。園長は、平常時のみならず有事における役割と責任も職員に表明し、不在時の権限委任等も明確にしています。

【11】	Ⅱ－1－(1)－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、遵守すべき法令等、理念・諸規定を理解し、社会ルールや倫理に基づき職員が正しく理解するための取組を行っています。職員に対して、児童福祉法・運営管理規程・就業規則・法人定款等を配付し、職員会議等で周知を図り、遵守するための取組を行っています。また、年間研修予定を立案し、個々の職員が複数回受講できるよう業務調整を図る等、法令遵守の観点から施設内の研修や行政機関が行う外部研修に参加を促し、職員が遵守すべき法令等を正しく理解する為の教育を行い、虐待防止等の具体的な取組も行っています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている

【12】	Ⅱ－1－(2)－① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している
評価結果 A	

評価の理由

園長は、理念・基本運営方針を具現化する観点から、養育・支援の向上に関して評価・分析を行い、課題を把握し、改善に向けてリーダーシップを発揮しています。改善のための具体的取組を明示し、子ども全員の自立支援計画策定に関わりながら養育・支援の向上に積極的に参画しています。支援に関わる職員の取組や子どもの反応について常にチェックを怠らず、時間の許す限り施設内を巡視し、養育・支援の質の現状把握と評価分析を行っています。また、支援に関わる職員の取組や子どもの反応について常にチェックを怠らず、職員との日常会話や子どもの行動観察等に取組んでいます。園長は、職員の教育・研修には熱心で充実化を図っています。園長自らも関連会合等に出席して自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。さらに、法人理念の職員への浸透及び業務推進に取組むよう尽力しています。

【13】	Ⅱ－2－(2)－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
評価結果 A	

評価の理由

園長は、人員配置・職員の働きやすい職場環境整備等に努め、経営の改善や業務の実効性を高める取組を園長自ら実行し、指導力を発揮しています。社会的養護の動向・地域の特徴や変化等を把握し、収集した情報やデータは、中・長期計画や各年度の事業計画に反映させています。実効性の向上に向けた経営の改善や業務の実効性を職員会議等で職員と共有化を図り、法人の理事長でもある園長が陣頭指揮を執っています。

Ⅱ－2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	Ⅱ－2－(1)－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A	

評価の理由

園長は、事業計画を念頭に、日々人材確保、人材育成、人事管理等について取組んでいます。必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や人材確保と育成に関する方針は確立しており、育成には熱心に取組んでいます。人材確保については、法人で長期の求人計画を策定し、必要な人材確保のため、ホームページや複数の就職サイトに求人案内を掲載し、大学・短大・専門学校にも働きかけています。施設を取り巻く環境を考慮した有資格の人材確保や養育・支援の質向上に向けた人員体制の充実に努めています。また、積極的に施設内を巡回・観察する等により、子どもを第一に考えた職員配置の工夫・検討を行い、職員の給与水準を確保しつつ、子どもたちの支援体制の整備に努めています。

【15】	Ⅱ－2－(1)－② 総合的な人事管理が行われている
評価結果 B	

評価の理由

理念の理解等、日々の養育・支援活動の中で職員の基本姿勢を明示し、新任職員にはオリエンテーションで資料を配付して周知しています。人事基準は就業規則に定め、職員等に周知しています。一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を評価し、職員処遇の水準に反映する仕組みとなっています。職員との個別面談において職員の意欲の啓発にも活用し、人事基準に基づき、職員一人ひとりのスキルや遂行能力等を勘案して処遇改善に結び付けています。なお、法人の理念・基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりが将来の姿を描ける仕組みがあると良いでしょう。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	Ⅱ－2－(2)－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
評価結果 B	

評価の理由

園長は、職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理で有給休暇の取得や時間外労働のデータを定期的に確認しています。園長は、職場巡視時に職員への声かけに努め、職員から相談も受け、把握した内容、ワーク・ライフ・バランス等を考慮して、勤務シフト変更や長期休暇等の取得希望の配慮をしています。職員の定着の観点から福利厚生として、横浜市勤労者福祉共済（ハマふれんど）に加入し、慶弔金支給・職員親睦会補助金等を整え、施設では住宅手当を支給する等、魅力ある職場作りに努めています。また、職員の心身の健康と安全を確保するため、定期的な個人面談の機会設定を期待いたします。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	Ⅱ－2－(3)－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

職員一人ひとりの目標管理のための仕組みを構築しています。個人面談や巡視時等で施設の目標や方針と職員一人ひとりの目標管理との整合性を確認しながら、職員の育成に向けて取組んでいます。職員一人ひとりが設定した目標について、その進捗状況について面接を行い、振り返りのチェック（自己評価）を実施し、話し合いをしています。今後は、面接の機会を年3回程度設け、目標達成度の確認を行っていかれると尚良いでしょう。

【18】	Ⅱ－2－(3)－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 B	

評価の理由

策定された職員の教育・研修に関する基本方針や計画に基づき、計画的に教育・研修を行っています。年度の運営計画書に年間研修計画を作成し、法人内研修・外部研修を実施し、職員は計画的に参加しています。外部研修受講後は、研修報告書を作成・提出し、会議等で伝達・報告を行い、職員の資質向上につなげています。研修計画、研修内容は定期的に評価と見直しを図り、講師・テーマ等も含めて次年度に反映するようにしています。また、磯子区・児童相談所・連携医療機関・保健所等と、退所に際してカンファレンスネットワークを実施する等、職員のレベルアップに取り組んでいます。目指す養育・支援を実施するために、「期待する職員像」を確立し基本方針や計画の中に明示していかれることを期待します。

【19】	Ⅱ－2－(3)－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A	

評価の理由

職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、年間研修予定計画書を基に研修の機会を確保しています。年間研修計画では、職員一人ひとりの研修希望・特性・勤務年数・年齢等により計画を作成しています。専門的なテーマを含めた様々な内容の外部研修についても、受講しやすい環境を作り、職員のレベルや必要とされる教育・研修を勧奨しています。また、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮したOJTも行っています。研修受講後は、報告書を提出し、研修内容と評価を職員会議等で発表し、全職員が内容を理解するようにしています。園長は、職員への声かけや職員同士の助言等のスーパービジョン体制にて施設全体の養育・支援の質の向上に努めています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	Ⅱ－2－(4)－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 B	

評価の理由

実習生受け入れに関しては、実習生受け入れマニュアルを整備しています。プログラムは、専門職種に配慮しています。事前のオリエンテーションで、施設の理念・方針・守秘義務・実習の心得等を説明しています。実習では、実習依頼校と連携を図り、専門職種の特性に配慮した実施プログラムを作成し、子どもとの触れ合いを体感してもらいます。実習中は、毎日振り返りを行い、終了日に反省会を行う等、実習生の育成支援を積極的に実施しています。実習依頼校とは実習期間中も継続的な連携を維持するための工夫を行っています。実習生の受け入れは大学・短大・専門学校等から依頼を受けて積極的に取り組んでおり、社会的養護施設への就労を目指す実習生もいます。また、他施設からの見学者も受入れています。今後、実習受入れ担当者及び、指導者研修の受講が期待されます。また、実習生の研修・育成に関する基本姿勢を明文化するよう望まれます。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	Ⅱ－３－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A	

評価の理由

施設の運営の透明性を確保するためにホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、予算、決算情報を公開し運営の透明化を図っています。施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制（苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置）を公開しています。社会・地域に対しての明示や活動等は、児童相談所や行政と一体となって取組んでいます。

【22】	Ⅱ－３－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

施設の公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、事務、経理、取引等に関するルールの規程及びマニュアル化し、職務分掌と権限・責任を明確にして職員等に周知しています。経営・運営に関しては、理事会での承認後に職員会議で説明し、子ども支援の費用については、文書を職員に配付・周知し、公正かつ透明性の高い運営に取組んでいます。施設における事務、経理、取引等については内部監査や外部監査を実施し、外部の専門家による助言・指導も受けています。監査での指摘事項に対しては経営改善を行い、職員にも周知を図り、透明性の高い運営を行っています。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	Ⅱ－４－(1)－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの地域との関わり方については、事業計画で明文化し、子どもの個別的状況に配慮して職員同行で地域の行事や活動に参加し、園庭開放等、地域の人々と日常的なコミュニケーションを心がけ、交流を広げるための取組を行っています。また、要保護児童対策地域協議会や区社会福祉協議会に参加して交流を行い、法人は丸山町内会に加入しており、町内会の祭り、防災訓練、餅つき大会等に参加し、地域の方々と交流を図っています。また、子どもの買い物や通院等日常的な活動についても子ども一人ひとりの特性やニーズに応じて地域における社会資源を利用しています。学校の友人等が施設に遊びに来やすい環境作りに関しては、未就学児の施設にて非該当です。

【24】	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 A	

評価の理由

ボランティアについては、「ボランティアマニュアル」を備え、受入れに対する基本姿勢を明文化しています。ボランティア受入れの登録手続き、事前説明を行い、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行います。ボランティア受入れは、地域社会と施設をつなぐ柱と考え、取組んでいます。また、磯子区社会福祉協議会から紹介を受けてボランティアの方を受け入れ、社会人ボランティア（企業等）からは、子どもの遊びやレクリエーション等の支援を受けています。また、ヘアカット等のボランティアを受入れる等、子どもとの交流を図る視点から受入れに取組んでいます。尚、施設の特質上、学校教育等の受入れは実施していません。

（２）関係機関との連携が確保されている

【25】	Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 B	

評価の理由

施設として子どもにより良い養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性を念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法を明確にしています。地域の社会資源の一覧表等は作成していませんが、職員には会議等で周知し情報を共有しています。今後、リスト化を図ると尚良いでしょう。磯子区子ども家庭支援課と定期的に連絡会を実施し、担当の家庭支援専門相談員を中心に職員間で情報の共有化をしています。家庭再統合後の保護者に対して、サポート場所として、児童家庭支援センター・磯子区地域子育て支援拠点「いそピヨ」等を伝える等、連携しています。また、横浜市の４児童相談所と定期的に連絡会を実施し、併設の保育所の情報も活用しています。なお、アフターケアの一環として併設する乳児院・保育所との連携やショートステイも行い、地域とつながる機会を増やしています。

（３）地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

評価の理由

施設が地域社会における福祉向上の役割を果たし、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するために、区の要保護児童対策地域協議会、社会福祉協議会等の会議に参加しています。磯子区と災害時の受け入れ協定を結び、災害時の受入れ場所として地域に貢献しています。児童相談所や行政等からの案件については随時、相談や協議して対応しています。地域住民からの相談窓口を設け、随時受けています。さらに、里親委託におけるフォostリング機能、地域における在宅児の子育て支援、特定妊婦や子育てに悩む家庭のためのレスパイト・ショートステイ等の推進を図るべく、隣接地に別館を建設中です。

【27】	Ⅱ－4－(3)－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 B	

評価の理由

園長は、横浜市長親支援機関や、神奈川県・横浜市施設長会等の様々な連絡会・部会に参加し、地域の福祉ニーズを把握しています。地域の福祉ニーズ等に基づいてショートステイの受入れ等、地域社会における福祉向上の役割を担い、区の社会福祉協議会等と連携して施設の養育・支援に関するノウハウや専門的な情報提供で地域とのコミュニケーションの活発化を図ることにつなげています。地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための支援にも取り組み、災害時には備蓄している食料や飲料水の一部を地域へ提供できるようにしています。なお、法で定められた社会福祉事業に留まらない地域貢献に関わる事業・活動の検討もされると良いでしょう。

共通評価Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ－1 子ども本位の福祉サービス

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ－1－(1)－① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

理念・基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施を明示し、職員会議等で話し合い、職員が共通の理解を持つよう取組んでいます。運営計画書に、基本運営方針・年度重点目標を明示し、定期的に養育・支援の把握及び評価を行い、子どもが安心・安全な生活を送れるよう支援しています。厚生労働省の社会的養護の方針に基づき、ミーティング等を活用して日々子どもの養育について職員間で考え、検討する機会を設けています。子どもの尊重・権利擁護については、定期的に研修等で職員が理解し実践するための取組をしています。子どもの入所時に、「権利ノート」について児童相談所ケースワーカーが説明し、共通の理解を図っています。

【29】	Ⅲ－1－(1)－② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている
評価結果 B	

評価の理由

子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備し、勉強会や研修を通して職員の理解と実践に取り組んでいます。「乳幼児にも人権はある」を念頭に置き、子どもが幼い頃からプライバシーの意識が持てるよう、入浴時の男女別や、トイレ、着替え等に設備面での配慮や工夫をしています。個人情報の保護については就業規則等で明示し、個人情報を適切に取り扱うことは施設の重大な責務として取組んでいます。快適な環境を提供するため、毎日掃除の時間を決めて行い、一人ひとりの子どもにとって生活の場に相応しい環境を提供しています。保護者への、プライバシー保護に関する取組の説明への工夫が期待されます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	Ⅲ－１－（２）－① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している
評価結果 A	

評価の理由

養育・支援に必要な情報は、ホームページ・パンフレット等に理念・基本方針や施設・生活の様子及び養育・支援内容を紹介し、利用に必要な情報を提供しています。入所に当たっては、パンフレットと利用に必要な情報等を分かりやすい資料として配付し、生活の手引きに沿って丁寧に説明しています。また、里親委託や家庭引取り等一人ひとりのケースに応じた説明ができるよう、図や絵を使って資料を工夫し必要な情報を伝えられるようにしています。入所前に施設見学や慣らし保育を実施する等、段階的に対応しています。また、入所に関しては、児童相談所の措置入所であり、詳細の情報については児童相談所と連絡を取りながら提供していますが、家庭の事情を考慮しながら情報提供について見直しを図っています。

【31】	Ⅲ－１－（２）－② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している
評価結果 A	

評価の理由

養育・支援の開始・過程において、保護者等に分かりやすく説明し、入所・同意に当たっては、施設が判断するのではなく、子どもや保護者等の自己決定を尊重しています。入所においては、手順を定め、児童相談所から児童票等の説明を受け、入所前に施設見学・慣らし保育を行い、入所の確認に向けて保護者等に分かりやすく説明を行っています。乳幼児の心の準備期間を配慮し、子どもの不安の軽減に努め、児童相談所と連携して家庭訪問・面会等、段階的に時間をかけて受入れています。家庭引き取りについては、子どもが施設と自宅を往来し、期間中に保護者等からの相談等を聞き、園長・家庭支援専門相談員が支援を行っています。保護者等については、面会時や外出・外泊時に説明し、理解を促す等、児童相談所と連携しながら子どもや保護者等に分かりやすく説明しています。

【32】	Ⅲ－１－（２）－③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの状態の変化や家庭環境の変化等による養育・支援の内容や措置変更に当たり、子どもの利益を最優先し従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮しています。措置変更や地域・家庭への移行等に当たっては、家庭支援専門相談員が中心に対応し、継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を作成し丁寧な引継ぎを心がけています。措置変更や地域・家庭への移行等の場合は児童相談所経由となりますが、児童相談所のスケジュールに沿ってケースカンファレンスを実施しています。レスパイトの受入れや家庭復帰後の際は、子どもや保護者等が相談できる体制を整えています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている

【33】	Ⅲ－１－(3)－① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの満足については、年齢から鑑みて把握の難しさがありますが、散歩や買い物体験等、外に出る機会を作り、子どもの日々の様子や表情、行動から満足度を把握するよう努め、子どもの意見も聞くようにして取組んでいます。子どもの誕生日には、職員と一緒に子どもの行きたい場所に外出します。年長児は社会性を育むために、子どもが満足感を得られるよう「交流保育」を取り入れ、就学を見据えて１年間、併設の保育所「横浜ナーサリー」で過ごしています。他所の子どもと一緒に遊ぶ機会や、他所の年長児同士で交流を図るよう取組んでいます。快適な生活環境を提供し、子どもの様子・会話を通して子どもの気持ちを把握し、養育記録に記録することで全職員が情報共有し、分析・検討により具体的な改善を行っています。施設は、未就学児が対象であり、１項目（子ども参画の検討会議）は非該当です。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	Ⅲ－１－(4)－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 B	

評価の理由

養育・支援の実施から生じた苦情に適切に対応することは責務であるとし、苦情解決の体制（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員）を整備しています。苦情解決の仕組みでは、責任者・担当者・第三者委員の氏名を記載した内容を文書で保護者等に配付し、玄関に意見箱を設置する等、意見・苦情等をいつでも述べられることを知らせています。保護者の来園時にはコミュニケーションを取り、苦情が大きくなならない段階で意向を聞くようにしています。また、日頃から子どもが意見を言いやすい雰囲気作りに努め、意思表示ができるよう配慮しています。なお、苦情相談内容を受けた場合は、記録及び検討の上、養育・支援の質の向上の改善につなげる仕組みがあると良いでしょう。

【35】	Ⅲ－１－(4)－② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している
評価結果 A	

評価の理由

職員は、子どもが話しやすい雰囲気作りを心がけ、子ども一人ひとりがいつでも気持ちを伝えられるよう職員間で申し合わせをしています。子どもと職員の距離を近くし、意見や要望は日常会話の中でどの職員でも聞き取りができるようにしています。職員は、子どもとの会話を心がけ、子どもの気持ちに寄り添い、親身に対応しています。保護者の相談に対しては、場合に応じて個室を利用する等、プライバシーの確保に配慮しています。

【36】	Ⅲ－１－(４)－③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
評価結果 B	

評価の理由

施設は未就学児（２歳～５歳児）が対象であり、相談や意見の対応マニュアルは備えず、意見箱やアンケートの実施も行っていますが、日々の養育の中で職員は子どもの意見に耳を傾け、実現可能なことについてはできるだけ叶えるようにしています。また、日常的に話しをするだけでなく、その行動・表情・言葉等で感じたことを大切にしています。施設の基本運営方針に「家庭的雰囲気の中で子どもを温かく受容し、愛着関係の形成を図り情緒の安定に努める。」と掲げています。職員は、子どもを尊重し、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添い、年齢に応じた適切な対応に努め、大人主体で話をしないよう努めています。また、子どもの立場に立って考え、誕生日の献立リクエストの用紙には、子ども自身や担当職員が書いて、給食センターに伝えるようにしています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている

【37】	Ⅲ－１－(５)－① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
評価結果 B	

評価の理由

子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点から、リスクマネジメント係が中心となり、ヒヤリハット表の記載や職員一人ひとりつが毎月「ヒヤリハットなできごと」に書いたものをリスク係がまとめ、月１回、保育会議の中で、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を行っています。法人の新入職員教育では、オリエンテーションでリスクマネジメントについて周知し、入職後も最重要課題として取組んでいます。事故発生時の対応と安全確保の手順については、運営管理規程のマニュアルに沿って実施し、職員に周知しています。さらに、職員に対しては、安全確保・事故防止に関する研修を行い、子どもの可能性を育むために必要な生活環境の確保とリスクマネジメントとの両立を目指し、さらなる養育・支援の質の向上に取組んでいかれることを期待します。

【38】	Ⅲ－１－(５)－② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 A	

評価の理由

感染症対策については、嘱託医・法人の看護師と連携し、感染症の蔓延防止に努めています。感染症の予防と発生時等の対応マニュアルは回覧し、職員が目にするところに掲示しています。職員は、感染症研修に参加し、職員会議で報告及び職員間で共有化を図り、感染症の予防策を講じています。施設内で感染症が発生した場合は、主任が中心となって職員に処理方法を伝達し、蔓延に留意して対応しています。施設は大舎制であり、感染症への早期対応・日頃の予防策の強化等を心がけています。感染症が発生した場合は適切な対応が行われていますが、さらに、感染症時のマニュアルを細かく作成するよう取組んで行く予定にしています。

【39】	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている
評価結果 A	

評価の理由

災害時の対応マニュアルを整備し、子どもの安全確保のための取組を組織的にいき、対応体制を決めています。施設の立地条件等から、起こり得る災害を把握し、発災時においても養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っています。毎月、火災・水害・地震時等、夜間・休日を含め想定時間・想定場所を変えて避難訓練を実施し、年１回消防署の指導を受け、消防機器の点検も定期的に行っています。また毎年、広域避難場所である「市立久良岐公園」まで確認を兼ねて徒歩で避難訓練を行っています。職員は救急救命法研修に参加し、その内容を全職員で共有しています。職員の緊急連絡網を作成し、安否確認の方法を決め、職員に周知しています。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、定期的に交換して非常時に備えています。町内会・関係機関と連携を図り、地域の防災訓練にも参加しています。

Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保

（１）養育・支援について標準的な実施方法が確立している

【40】	Ⅲ－２－（１）－① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている
評価結果 B	

評価の理由

養育・支援について、年間の養護計画、反省、日々の生活記録、健康記録、個人の記録等の標準的な実施方法が文書化され、職員に周知しています。毎年、運営計画書を職員に配付し、会議等で読み合わせを行い、職員に周知しています。年間養護指導計画書に沿って、年齢別の養護指導計画を策定し、個別指導方法について職員会議等で話し合っています。養育・支援の提供・実践は、子ども一人ひとりの特性や必要とする支援に合わせるべきもので、標準化できる内容と、個別的に提供・実践するべき内容の組み合わせとなっています。また、子ども個々に異なった実施方法になり、子どもの最善利益を最優先に随時、変更しながら支援しています。子どもの尊重・権利擁護・プライバシー保護に関わる姿勢も確認し、養護・支援を行っています。今後、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの整備に期待いたします。

【41】	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

評価の理由

標準的な実施方法の検証・見直しは随時行っています。子どもの養育・支援について、職員会議・ミーティング等で養護記録を基に意見交換を行い、実施方法の検証や見直しを月１回以上行っています。週案・自立支援計画・年間養護計画が連動して実施されるよう推進を図り、養育・支援の実施方法について見直しています。自立支援計画は半年に１回検証・見直しを行い、月１回のミーティングの中で職員の意見や提案、子どもの要求等を共有しています。また、CBCL（子ども行動チェックリスト）を実施し、定量的に子ども個々の評価を行い、必要な養育・支援の検証や見直しを継続的にいき、養育・支援の質の向上につなげています。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている

【42】	Ⅲ－2－(2)－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している
評価結果 A	

評価の理由

自立支援計画策定の責任者を設けて、適切なアセスメント手法により実施しています。子どもの入所時より児童相談所、行政等と子どもの特性や生活環境等のアセスメント等に関する協議を行い、子ども一人ひとりの具体的なニーズや養育・支援の内容等を反映させた自立支援計画となっています。支援困難ケースに関しては、児童相談所と熟議を重ね、子ども、家庭にとってより良い方向を考え、適切な養育・支援ができるようにしています。アセスメントにおける改善策は、全職員で検討し、自立支援計画の見直しを図っています。各担当職員がケース管理をできるようアセスメント力を養成し、職員の育成に努めています。さらに、CBCL（子どもの行動チェックリスト）で定量的な評価を行い、個々に必要な養育・支援を把握し、次年度からの計画に反映させています。

【43】	Ⅲ－2－(2)－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A	

評価の理由

個別に自立支援計画を立案し、検討及び共有を行っています。職員会議等で自立支援計画に沿って養育・支援が行われているかを確認し、時期を定めて評価・見直しをしています。また、標準的な実施方法に反映すべき事項や、養育・支援を十分に実施できていない内容等、養育・支援の質の向上に関わる課題等を明確にし、PDCA サイクルを継続して実施しています。職員の総合的なアセスメントにより自立支援計画の見直しは半年に1回行い、職員間での情報共有化を行っています。自立支援計画を緊急に変更する時は、児童相談所に相談する場合を含めて職員会議等で討議をします。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている

【44】	Ⅲ－2－(3)－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの身体状況や生活状況は、施設が定めた統一した様式の養育記録に、毎月各担当による記録が適切に行われています。自立支援計画に基づく養育・支援が実施され、パソコンソフトにより適切に記録され、施設全体で情報を共有する仕組みを構築しています。各種日誌・子どものプロフィール・生活記録・受診記録・支援記録・事故報告等も養育記録で確認ができます。定期的に開催される職員会議等で情報の共有化を行い、パソコンのネットワーク機能を活用して閲覧ができます。養育・支援で必要な情報等は主任が担当者へ適切に伝えています。職員により記録作成の差異が生じないように指導等を行っています。

【45】	Ⅲ－2－(3)－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 A	

評価の理由

個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供、個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が規定されています。個人情報に関する苦情受付・解決、及び適正な情報管理のための責任者を規定しています。個人情報に関しては、不適切な利用や漏洩が無いことを、保護者にも説明しています。子どもの記録類については、法定保管年数が定められており、個人情報に係わる記録は永久保存となっています。帳票類は鍵のかかる戸棚で管理され、職員に対して勉強会や研修を行い、職員は個人情報保護規程等を理解し遵守しています。今後、記録管理の責任者の設置が望まれます。

<内容評価項目（24 項目）>

内容評価 A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A－1－(1) 子どもの権利擁護

【A①】	A－1－(1)－① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている
評価結果 A	

評価の理由

基本運営方針に「児童の人権擁護を図るため、懲戒権の乱用を禁止する。」とし、子どもの権利擁護について規定等を整備して、入職時から職員は1年を通して研修を受ける等、権利擁護について職員は意識を高く保持しています。毎月の職員会議やミーティング等においても議題に上げ、子どもの権利擁護に関する取組を徹底しています。子どもの権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止や発生時の対応等、子どもの権利侵害について、具体的に検討する機会を定期的に設け、職員は自己チェックリストで確認しています。子どもの思想・信教の自由についても配慮し、保障しています。

A－1－(2) 権利について理解を促す取組

【A②】	A－1－(2)－① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している
評価結果 B	

評価の理由

子どもの権利について理解を深めるよう、年齢に配慮した工夫に努め、日常生活を通して支援しています。子どもは児童相談所から入所時に「子ども権利ノート」を受け取り、権利侵害等の必要な説明を受けますが、子どもの年齢が低いため、生活の中で保障される様々な権利については、子どもの年齢・理解度に応じて職員が図や絵を使用しながら分かりやすい言葉で話をしています。また、子ども一人ひとりがかけがいのない大切な存在であり、子ども自身を傷つけたり貶めたりしてはならないこと、そして、他人を傷つけたり脅したりしないよう職員は養育・支援をしています。また、横浜市の意見表明を受け、子どもの意見を聞く取組をしています。さらに、子どもの権利について職員が学ぶ場の機会を設けていかれることを期待いたします。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組

【A③】	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている
評価結果 B	

評価の理由

子どもの発達状況等に応じて子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供を伝える場合には、児童相談所と連携して個別事情を斟酌して慎重に対応しています。子どもの思いに寄り添い、伝え方や内容を職員会議等で検討しています。さらに職員間で共有が図られることが望まれます。事実を伝えた後、子どもの変容等を十分に把握して適切なフォローを行うと共に、子どもが前向きに生活していくよう見守っています。子どもに伝える際は、担当職員・他職種職員・児童相談所職員が同席して実施しています。保護者等への説明等については児童相談所と連携して行うようにしています。子ども一人ひとりのアルバム等の成長の記録を用意し、写真等の記録を収集・整理をしています。家族交流のタイミングを見て児童相談所職員同席の下、生い立ちの整理の機会を設け、保護者と一緒に子どもの生い立ちを振り返る取組を行っています。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

【A④】	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

子どもに対する不適切な関わり防止と早期発見に取り組んでいます。不適切な関わりの防止については、職員会議で具体的な例を示して、行われていないことを確認し、必要に応じて個別に指導を行っています。「就業規則」に体罰等の禁止を明示し、体罰や不適切な関わりを行わないよう周知しています。職員は、感情コントロールに関する外部研修や虐待対応研修等に参加し、研鑽を図っています。被措置児童等虐待の届出・通告があった場合は、園長への報告・連絡を徹底し、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に沿い、児童相談所と連携を密にして対応します。施設は未就学児が対象であり、評価3項目は非該当です。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

【A⑤】	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し子どもの状況等を共有しています。子どもを第一義に考え、年齢や発達段階に応じて対応し、子ども一人ひとりの希望を把握し、職員会議で話し合い、子どもの意向を生活改善（個別）に反映させるよう取り組んでいます。自分の気持ちの伝え方が未熟な子どもは、日頃の表情や行動を養育日誌に記録し、職員間で話し合い、子どもの気持ちを判断しています。生活のプログラムでは、年長児に毎月お小遣いを渡し、お小遣い帳を作成することで金銭の管理や計画的な使い方を学び、金銭感覚が身につくよう支援しています。土・日曜日は、園庭での遊び等、家庭支援専門相談員が中心となり、子どもが自由に選択して活動が行えるよう支援しています。職員は子どもの入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めると共に、子どもの不安を軽減できるように養育・支援に配慮しています。また、家庭復帰や施設変更に当たり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう支援を行っています。

【A⑥】	A-1-(5)-② 子どもの安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

子どもの生活の連続性に関して、施設全体で理解し、入所・退所に伴う不安の軽減を図りながら支援を行っています。入所に当たり、事前に関係機関と協議した上で施設を見学してもらい、丁寧な説明を行い、「安心・安全」な場所であることを伝えています。入所の際は、施設全体で温かく迎える様々な工夫をし、入所最初の1週間を観察期間として対応する等、子どもの不安を軽減するよう配慮しています。親子分離体験の場合は、分離不安反応を把握し、不安の解消に努めています。職員は、それまでのつながりを重視し、不安が解消できるよう対話に努めています。入所前後に乳児院等を訪問し、子どもの不安の軽減に取り組んでいます。家庭復帰に当たっては、「家族再統合プログラム」を立て、子ども本人の気持ちや保護者の意向を確認しながら、子どもが家庭で安定した生活が送れるよう支援しています。また、退所児の記録は全職員が閲覧できるようになっています。施設は未就学児が対象であり、評価2項目は非該当です。

A-2- (1) 養育・支援の基本

【A⑦】	A-2-(1)-① 子どもの理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている
評価結果 B	

評価の理由

職員は、子どもを理解し、受容的・指示的な態度で寄り添い、子どもと一緒に課題に向き合っています。子ども一人ひとりの生育歴を知り、その時々で子どもの心に何が起きているかを理解し、支援に努めています。施設では、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、被虐待体験や分離体験に伴う苦痛・怒り・見捨てられ感等も含め、子どもの心に何が起きているかを理解し、子どもの気持ちに寄り添うよう取り組んでいます。子どもには、担当職員に言えないことを家庭支援専門相談員には言えるように配慮し、大人との信頼関係の構築に努めています。子どもの状況に合わせ、児童相談所と連携し、地域で孤立しないよう見守りを行っています。保護者等のアフターケアのため、児童相談所との連携が期待されます。

【A⑧】	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を営むことを通してなされるよう養育・支援している
評価結果 A	

評価の理由

子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう、職員は日々心がけています。子どもの生育歴を理解し、安心・安全な生活が送れるよう養育・支援に尽力しています。大舎制の秩序ある生活の範囲内で、子どもの意思を尊重した自由のある日常生活を構築できるよう、養育・支援に努め、子どもにとって身近な職員が、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制を整えています。幼児には、就寝前に本の読み聞かせをする等、安心して入眠できるよう配慮しています。夜間は、1時間に1回見回りを行い、夜に目覚めた時は、目線に合わせてやさしく声かけ等をして再入眠できるよう工夫をしています。職員については、経験値の差異で子どもに対して対応の違いが無いよう指導しています。

【A⑨】	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している
評価結果 A	

評価の理由

全職員が、子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしています。子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりに合った言葉かけを行い、子どもが自ら判断して行動することを保障しています。自分でできる事は、個々のペースを見守り、適切な働きかけを行い援助しています。できない・足りない場合は、支援しつつ励ましの言葉かけでサポートしています。職員は、ゆとりをもって子どもに接するよう心がけ、生活のルールの中で自由に過ごせるよう支援しています。また、失敗等の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしています。職員は、必要以上の指示や制止をしないよう心がけています。施設は未就学児が対象であり、2項目(子どもが自らの生活の課題について職員と共に検討する)は非該当です。

【A⑩】	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保証している
評価結果 A	

評価の理由

施設内での養育は、年齢や発達の状況に応じて実施し、学びや遊びの場を提供しています。小学校への進学は、個別の状況に合わせて保障しています。日常生活の中で、子どもの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限り子どものニーズに応えています。施設内には、園庭や室内共有スペース等が設備され、遊びの場があり、年齢段階に応じた図書・玩具等を用意しています。また、社会人ボランティアを活用して、子どもの能力や発達の状況に応じて遊ぶ機会も設けています。年長児は1年間、法人併設の保育所「横浜ナーサリー」で交流保育に参加し、社会性の習得を図ると共に就学に向けて学んでいます。

【A⑪】	A-2-(1)-⑤ 生活の営みを通して、基本的習慣を確立すると共に、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している
評価結果 A	

評価の理由

子どもと共に日常生活を営むことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術が習得できるよう努めています。職員は毎日、基本的な挨拶を子どもと交わり、社会的生活を営む上で必要な知識を日常的に伝えています。日常生活の中で、「しなければならないこと」、「してはならないこと」の理解を促し、生活する上で守るべき決まりや約束を設け、支援をしています。町内会の行事（お祭り・餅つき等）への参加や、支援団体からの招待を通して社会的ルールを学ぶ機会を得ています。また、発達の状況に応じて、身体健康（病気・事故等）の大切さを分かりやすく伝えるようにしています。施設は未就学児が対象であり、「電話、ネット、SNS等に関する知識の習得」についての項目は非該当です。

A-2- (2) 食生活

【A⑫】	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している
評価結果 A	

評価の理由

法人の給食センターと連携して食育に積極的に取り組んでいます。栄養士は、子どもの嗜好や食アレルギーを把握し、健康状態に配慮したメニューを作成し、食材は加工品を使用しないよう努めています。毎月、給食会議に参加し、検食日誌から子どもの嗜好を把握し、献立に反映させています。食事の場所は常に清潔が保たれ、生活のリズムが形成できるように朝・夕食の食事時間を定め、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場とし、楽しくおいしい食事が摂れるよう配慮しています。子どもたちの誕生日には、食事のメニューの「献立リクエスト用紙」で希望できるよう工夫し、皆と一緒にケーキでお祝いする機会を設けています。職員の買い物に子どもも同行して、調理する過程の見学やおやつと一緒に作る機会も設けています。また、発達段階に応じて、食具の使い方・食事マナー等を含め、日常の食事の流れが習慣化できるよう支援しています。

A-2- (3) 衣生活

【A⑬】	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している
評価結果 A	

評価の理由

職員は、子ども一人ひとりの身体に合わせた衣類や TPO に応じた身だしなみに配慮しています。汚れた時は、個別に収納している衣類に着替えます。下着は汎用で多めに備えて個別に収納し、生活実態に適した衣類管理を行い、年長児は自分のタンスに整理が行えるよう支援しています。衣類購入は、子どもの希望を聞き、年齢に応じた衣類を購入しています。低年齢のため、子どもの前でのアイロンかけ・補修等は難しいですが、着替え・衣類の整理・保管等、衣習慣を習得できるよう支援しています。施設は未就学児が対象であり、「子ども自身による衣服の選択、購入」についての項目は非該当です。

A-2- (4) 住生活

【A⑭】	A-2-(4)-① 居住等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している
評価結果 A	

評価の理由

施設では、子どもの安心・安全な生活を保障し、居室等全体がきれいに整美されています。室内は採光が入り明るく、常に温・湿度を確認し、快適な環境を整えています。大舎制で異年齢の子どもたちが一緒に生活していますが、日常生活においてはチームを決めて、小規模グループでの養育を行っています。職員は、整理整頓を心がけ、子どもにとって居心地の良い環境作りに努め、ヒヤリハット事例等を参考にしながら安心・安全な環境作りをしています。子どもが落ち着いて遊び・休息が取れるよう配慮し、職員の目が行き届くようにしています。設備や家具什器等の汚れや破損については随時修繕を行っています。施設は未就学児が対象であり、中学生以上を対象にした項目、「物品の個人所有について」の項目は非該当です。

A-2- (5) 健康と安全

【A⑮】	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理すると共に、必要がある場合は適切に対応している
評価結果 A	

評価の理由

職員は毎日、検温等で子どもの健康チェックを行い、個々の平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、健康管理記録に記載しています。毎月嘱託医が来園し、子どもの健康状態を把握しています。年1回は歯科健診を実施しています。乳児・幼児の身体測定は毎月実施し健康観察記録を作成し、子ども一人ひとりの健康・栄養管理を行っています。職員は、感染症予防（嘔吐処理含）、ぜんそく、アレルギー対応等、職員会議や研修で知識を深め研鑽に努めています。健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し対応しています。受診や服薬が必要な場合は、小児科嘱託医に相談して対応します。

A-2- (6) 性に関する教育

【A⑯】	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている
評価結果 A	

評価の理由

施設は就学前の子どもが対象であり、係を設置し、年間計画を作成し、職員は子どもの性に関する教育のための勉強会を行い、研鑽を図っています。男女別の入浴等、他者の性を尊重するよう育み、また、年齢相応に健全な他者との付き合いができるよう配慮に努めています。職員は、神児研（神奈川県児童福祉施設職員研究会）の研修等に参加し、情報交換を図りながら適切な知識の伝え方等、学び合っています。施設は未就学児が対象であり、「性に関して外部講師を招聘、子ども参加の学習会の実施等」の項目は非該当です。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

【A⑰】	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動等の行動上の問題に対して、適切に対応している
評価結果 A	

評価の理由

施設は未就学児が対象であり、重篤なケースはありませんが、日々の生活の中で起きた問題等は適切に対応しています。子どもの行動上の問題について施設全体で解決策を話し合っています。職員は、人格を否定しないことに配慮し、適切に援助しています。

【A⑱】	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別等が生じないよう施設全体で取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

施設が子どもたちにとって安心・安全な「家」であり、子どもの居場所であることを示し、園長を中心に信頼関係の構築に努め、「心の安心・安全」の養育・支援を行っています。施設内の子ども同士の関わりを日頃からよく観察し、職員間で共有する機会を設け、いじめ、差別等、問題発生がないよう取組んでいます。日常生活においての小規模グループでは子ども同士の関係性、年齢等に配慮しています。子ども同士で問題が発生した場合は、見守りながら当事者同士が話し合えるよう援助し、人間関係の構築の機会につなげています。職員は、子どもの細かいサインや行動に「気づき」を心がけ、他人を思いやる気持ちが育まれるよう支援しています。課題のある子どもや、入所間もない子どもの場合は、児童相談所と連携して個別援助を行う等、配慮を行っています。

A-2-(8) 心理的ケア

【A⑲】	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている
評価結果 A	

評価の理由

月1回、元児童相談所の精神小児科の医師が来園し、子どもたちの養育の様子をスーパーバイズしてもらい、支援を受けています。心理的ケアを必要とする子どもについては、専門的見地から課題を把握し、自立支援計画等の作成に携わる等、心理的支援の体制を整えています。また、施設では職員間の連携が図られています。CBCL（子どもの行動チェックリスト）に取組み、子どもの行動・心理について定量的評価・分析も行っています。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

【A⑳】	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている
評価結果 C	

評価の理由

施設は、就学前の子どもが対象であり、この項目は非該当です。

【A㉑】	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している
評価結果 C	

評価の理由

施設は、就学前の子どもが対象であり、この項目は非該当です。

【A㉒】	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる
評価結果 C	

評価の理由

施設は、就学前の子どもが対象であり、この項目は非該当です。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

【A㉓】	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取組み、家族からの相談に応じる体制を確立している
評価結果 A	

評価の理由

入所時から家族状況や家庭の変化を考慮しながら、支援の継続性を重視し、相談窓口・支援方針について家族に説明し、家族と信頼作りに取組んでいます。家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所等関係機関と連携し、必要に応じて家庭訪問や施設全体で家族関係調整を行っています。家族を交えた合同カンファレンスでは、施設の親子生活訓練室の経験、面会・外出・一時帰宅での子どもの様子を聞き、家族との関わりに留意して対応しています。子どもに関係する施設での行事予定や情報を家族に知らせ、必要に応じて協力を得よう努めています。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

【A24】	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

児童相談所とケースカンファレンス等を実施し、個人別家族再統合プログラムを用意して、親子関係の再構築のため家族へ丁寧な支援への関わりができています。家庭支援専門相談員を中心に、再構築のための支援方針を明確にし、施設全体で共有しています。施設では、職員の資質向上のため、ケースカンファレンスを実施し、アセスメント力の向上につなげています。面会・外出・一時帰宅や施設の親子生活訓練室の活用にて家族との関係の継続・修復や養育力の向上に取り組んでいます。

事業者コメント

施設名 児童養護施設 誠心学園
施設長名 石橋 英夫

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

評価の過程で現場の声に耳を傾けるだけでなく、経営の考え方についても丁寧に聴取していただきありがとうございました。

複合型の児童福祉施設である点も高く評価していただき、今後の施設運営に自信を持つことが出来ました。

期待される点として指摘のあった多機能化・機能転換への取組につきましては、別館の新設等、インフラを充実させると共に、優秀な人材を採用して乳児院デュナミスとの人事交流を推進し、両施設のシナジーを活かせる組織を目指します。特に、里親委託事業に関しましては、委託率の向上だけでなく、その後も安定した生活が続くよう、委託後のフォローにも力を注いでいく所存です。

《評価後取組んだこととして》

1. 法人運営の方向性に関する行政との意見交換
2. 施設の多機能化・機能転換に向けた別館の着工
3. 乳児院デュナミスとの定期人事異動制度の導入